

福岡県地域看護実習連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 地域看護学課程（または保健師課程）、助産学課程（または助産師課程）を置く県内の大学、短期大学及び専修学校（以下「大学・短期大学等」という。）が、地域看護実習を円滑かつ適正に実施するため必要な事項を協議することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の号に掲げる事項を協議する。

- 一 地域看護実習を円滑に実施するために、実習関連機関及び関係団体との連絡調整
- 二 各大学・短期大学等における地域看護実習の反省及び意見の交換
- 三 その他協議会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、本会の趣旨に賛同する大学・短期大学等をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 役員任期は1年とする。
- 3 会長は第7条の当番校の代表者をもって充て、副会長は次年度の当番校から選出する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。
- 3 協議会は、構成機関の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(経費)

第6条 協議会の経費は、加盟大学・短期大学等の分担金をもってこれに充てる。

(当番校)

第7条 協議会の事務を処理するため、当番校に事務局を置く。

2 事務局の業務は、次のとおりとする。

- 一 会議の開催に関すること。
- 二 議事録に関すること。
- 三 その他協議会の運営に関すること。

3 当番校の順序については、別に定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正しようとするときには、協議会において構成機関の過半数の賛成を得なければならない。

附 則

この規約は平成10年4月1日から施行する。

この規約は平成21年7月1日から施行する。

福岡県地域看護実習連絡協議会細則

(協議事項)

第1条 実習関連機関の連絡調整は、当面の間、市町村及び県、政令指定都市について行うものとする。

(構成)

第2条 会則第3条の構成機関は以下のとおりである。

久留米大学医学部看護学科（平成10年度）
産業医科大学産業保健学部看護学科（平成10年度）
西南女学院大学保健福祉学部看護学科（平成10年度）
聖マリア学院大学看護学部看護学科（平成18年度）
福岡県立大学看護学部看護学科（平成15年度）
日本赤十字九州国際看護大学看護学部看護学科（平成12年度）
九州大学医学部保健学科（平成15年度）
福岡大学医学部看護学科（平成19年度）
福岡女学院看護大学看護学部看護学科（平成20年度）
国際医療福祉大学福岡看護学部看護学科（平成21年度）
純真学園大学保健医療学部看護学科（平成23年度）
国立病院機構九州医療センター附属福岡看護助産学校助産学科（平成14年度）

(当番校)

第3条 会則第7条の3の当番校は、次の順序でこれにあたる。

	会長	副会長
平成10年度	聖マリア学院短期大学	福岡県立看護専門学校
平成11年度	福岡県立看護専門学校	久留米大学
平成12年度	久留米大学	産業医科大学
平成13年度	産業医科大学	西南女学院大学
平成14年度	西南女学院大学	聖マリア学院短期大学
平成15年度	聖マリア学院短期大学	日本赤十字九州国際看護大学
平成16年度	日本赤十字九州国際看護大学	久留米大学
平成17年度	久留米大学	福岡県立大学
平成18年度	福岡県立大学	産業医科大学
平成19年度	産業医科大学	九州大学
平成20年度	九州大学	西南女学院大学
平成21年度	西南女学院大学	聖マリア学院大学
平成22年度	聖マリア学院大学	日本赤十字九州国際看護大学
平成23年度	日本赤十字九州国際看護大学	福岡大学
平成24年度	福岡大学	久留米大学
平成25年度	久留米大学	福岡女学院看護大学

附 則

この細則は平成17年7月26日から施行する。

この細則は平成18年8月1日から施行する。

この細則は平成20年7月28日から施行する。

この細則は平成21年7月1日から施行する。

この細則は平成23年7月1日から施行する。